

## 士幌町奨学金返還支援助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、士幌町内に定住して就業する者が就学のために貸与を受けた奨学金を返還するための経費の一部を助成することにより、町の将来を担う若者の定住の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金、生活福祉資金貸付制度による教育支援資金その他町長が認める奨学金をいう。
- (2) 事業所等 個人又は法人であつて、事務所、店舗、工場その他事業に供する施設を有するものをいう。
- (3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、大学、短期大学、専修学校及び高等専門学校をいう。
- (4) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、公営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料及び上下水道料をいう。

### (支援対象者)

第3条 支援対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、事業所等に就労した者であること。
  - (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民票に記載されている者で、5年以上居住する意思のあるものであること。
  - (3) 申請する前年の3月31日現在で30歳未満の者であること。
  - (4) 総額100万円以上の奨学金の貸与を受け、返還を行う者（士幌町修学資金貸付条例（平成20年条例第42号）等の対象となっているものを除く。）であること。
  - (5) 支援対象者本人の申請日の前年度の総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。以下「総所得金額」という。）の合計額が244万円以内であること。
  - (6) 支援対象者本人の町税等の滞納がないこと。
  - (7) 奨学金の返還に対し、他市町村等からの助成を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員は、支援対象者から除くものとする。

### (助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、当該最初に申請した年度から5年を経過する日又は30歳の誕生日経過後の最初の3月31日のいずれか早い日までとする。

### (助成額)

第5条 助成額は、年額20万円又は前年度の年間返還額のいずれか少ない額を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、士幌町奨学金返還支援助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 勤務証明書(様式第2号)
  - (2) 卒業証明書若しくは卒業証書の写し又はこれらに準ずるもの
  - (3) 奨学金の返還総額及び前年度に返還した奨学金の額を証する書類
  - (4) 第3条第1項第5号に規定する前年度の総所得金額を証明する書類
  - (5) 第3条第1項第6号に規定する町税等の滞納がないことを証する書類
  - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項第2号に掲げる卒業したことを証する書類及び同項第3号に規定する奨学金の返還総額を証する書類は、2回目以降の申請を行うときには、提出を省略することができる。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、士幌町奨学金返還支援助成金交付可否決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金交付の条件に該当しなくなったとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 不正の行為があったとき。

(その他)

第8条 この要綱及び士幌町補助金等交付規則(昭和53年規則第8号)に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。但し、第6条第1項第3号に規定する前年度に返還した奨学金は、施行日以降に返還したものを対象とする。